



米子市こども計画

「よなごっこ未来計画」



～みんなで作るこどもまんなか社会～



全体版

令和7年3月 策定

令和8年3月 改訂

米子市

目次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 国や鳥取県のこども・若者施策に関する動向.....	2
3 計画の位置付け.....	5
4 計画の対象.....	6
5 計画の期間.....	6
6 計画の策定体制と策定経過.....	6
第2章 基本理念・基本方針	7
1 基本理念.....	7
2 基本方針.....	8
第3章 米子市のこども・若者や子育て家庭等を取り巻く状況	9
1 米子市のこども・若者や子育て家庭等を取り巻く状況.....	9
2 米子市が行ってきた取組.....	22
第4章 施策の推進	25
1 ライフステージを通じた取組.....	25
2 こどもへの支援.....	26
3 若者への支援.....	30
第5章 各種施策に係る量の見込み・確保方策	33
1 教育・保育提供区域の設定.....	33
2 幼児期の教育・保育.....	33
3 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）.....	35
4 地域子ども・子育て支援事業.....	35
5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容.....	43
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容.....	43
7 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容.....	43
第6章 母子保健施策の取組（第2期米子市母子保健計画 概要）	44
1 計画の概要.....	44
2 基本目標と基本施策.....	44
第7章 計画の推進	45
1 推進体制.....	45
2 進捗管理.....	45
3 こども・若者等への意見聴取.....	45
4 国・鳥取県との連携.....	45
5 こどもに関する各種施設の整備方針.....	46

3 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援の強化を図ります。

【量の見込み（延べ利用者数）と確保方策】

単位：人

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	936	936	924	924
確保方策	936	936	924	924

- 「量の見込み」については、直近の未就園児数及び人口推移を基に算出しました。
- 「確保方策」については、全ての対象者に対応できる体制を見込んでいることから、「量の見込み」と同数としました。

4 地域子ども・子育て支援事業

計画期間の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を「利用希望」や「現在の利用状況」を踏まえて設定します。

(1) 利用者支援事業

こども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

【実績】

単位：ヶ所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数（※）	1	1	1	1	2

【量の見込み（設置数）と確保方策】

単位：ヶ所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
うち基本型	1	1	1	1	1
うちこども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策（※）	2	2	2	2	2
うち基本型	1	1	1	1	1
うちこども家庭センター型	1	1	1	1	1

※平成30年に、基本型として「こども総合相談窓口」を設置し、令和6年からは、こども家庭センター型を兼ねる形で事業を実施しています。このため、実際の設置数は1ヶ所ですが、令和6年度の設置数の欄や、確保方策の合計の欄は、内数の合計を記載しています。

- 「量の見込み」については、今後も「こども総合相談窓口（米子市こども家庭センター）」において、利用者支援が適切に行われる見込みであることから、これまでの実績を基に算出しました。

加傾向が見込まれること等を踏まえて算出しました。

- 「確保方策」については、現状、全ての対象者に対応できる体制を見込んでいることから、「量の見込み」と同数としました。

(16) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して、面談などを行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

【参考値】

単位：回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用回数	2,215	2,386	2,275	2,121	—

【量の見込み（延利用回数）と確保方策】

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,096	2,086	2,076	2,066	2,056
確保方策	2,096	2,086	2,076	2,066	2,056

- 「量の見込み」については、出生数の推移（見込み）を基に算出しました。
- 「確保方策」については、現状、全ての対象者が利用できる体制を整えていることから、「量の見込み」と同数としました。

5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設です。また、認定こども園は地域における子育て支援の役割を担っているため、全ての子育て家庭を対象にした子育て相談や親子の集いの場の提供等を行う観点からも、子育て支援のための地域拠点施設として、利用者の利便性の向上につながります。

本市では、幼保連携型を基本としつつ、認定こども園の普及に努め、認定こども園への移行を促進します。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した給付を実施します。

改訂（追記）部分

7 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後も継続して保育が受けられるよう、各施設の空き状況を迅速に提供し、円滑な利用調整を図るほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

また、幼稚園における満3歳児クラスの活用を促すなど、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。